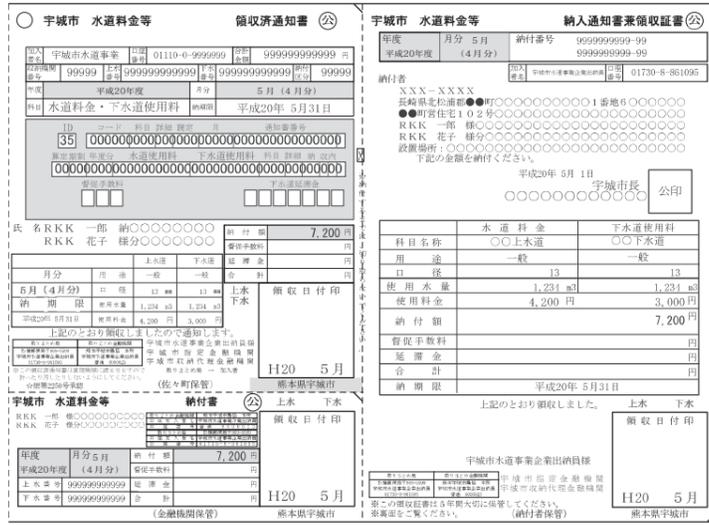


# 公共下水道使用料・上水道料金の納付書が変わります

宇城市では、公共下水道使用料（農業集落排水使用料を除く）と上水道料金（簡易水道料金を除く）の納付書を別々に自宅へ送付していましたが、使用者の利便性を図るために、平成20年4月送付分より、一本化した納付書様式に変更します。



## 下水道または上水道を使用の人

新しい納付書（左の様式）に公共下水道・上水道料金を記載して送付します。

○上水道料金を集金人が徴収する世帯は、上水道料金は今までと同様の様式で徴収します。下水道使用料のみ新しい納付書に変わります。

## 農業集落排水または簡易水道の人

今まで使用していた納付書に農業集落排水施設使用料または簡易水道料金を記載して送付します（納付書の様式の変更はありません）。

納付書様式の変更についてご不明な点がございましたら、下水道課までご連絡ください。

☎ 下水道課庶務係  
☎ 32-1111（内線 1272・1273）

# 農業集落排水の使用料金が4月から変わります

## 【財政状況の現状】（1㎡あたり）

支出	処理原価761円(汚水処理費) (維持管理費183円と資本費578円の合計)	
収入 (財源内訳)	使用料原価124円	不足額637円 (一般会計より補充)

## 【比較】

人数	農集使用料	下水道使用料
3人世帯	3,400円	3,280円
4人世帯	4,000円	4,460円

(下水道使用料は、3人世帯24㎡ 4人世帯32㎡)

## 公共枺への接続をお願いします。

現在の接続率は、70%程度です。接続は供用開始から3年以内となっていました。平成20年4月より生活雑排水のみを接続できるようになりました（トイレの接続は後でも可）。

料金は、基本料金+400円/人となります（農業集落排水事業だけの措置です）。

接続は、指定工事店へお申し込みください。

※平成20年4月より供用開始地区の新規加入者分担金は180,000円となります。(共同住宅等は加算金があります)

☎ 下水道課農集係 ☎ 32-1111（内線 1271）

## 農業集落排水事業は、住環境改善と農業用水の水質改善に役立っています。

汚水処理費は使用者である皆さんの使用料金でまかす。汚水処理費を全額使用料でまかなうには高額となるため、今回の改定では、下水道使用料を参考にした。算定基礎は今までどおり人数制です。豊野・不知火・三角は統一料金となります。

## ・農業集落排水使用料(消費税込み)

区分	基本料金	1人あたり
一般世帯	(1,500~1,600)	(500~600)
	<b>1,600円</b>	<b>600円</b>

※( )は、現在の使用料

## ・事業所等の主な改定

区分	基本料金	1人あたり
店舗等	3,000円	500円
事務所等	1,600円	500円
公民館等	1,600円	—

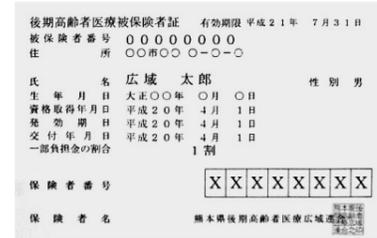
# 75歳以上の人へ大切なお知らせです 後期高齢者医療被保険者証などを郵送します

～平成20年4月1日から、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります～

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上のすべての人（65～74歳で一定の障害があると熊本県後期高齢者医療広域連合に認められた人を含みます）は、新たな「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。

## 保険証（被保険者証）について

この新しい制度では、被保険者一人一人にカード型の保険証が交付されます。保険証は、今年3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便などでお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受ける際は、この保険証が必要となります（現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証、老人医療受給者証は使えなくなります）。



## ◆同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
  - ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証
- 現在、老人保健制度でこれらの証を交付されている人は、手続きなしで自動的に交付されます。

## 保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人一人に負担していただきます。この保険料の金額などを記載した通知書などを次のとおり送付します。

平成19年9月末時点で  
国民健康保険に加入し、特別徴収\*に該当する人

保険料の通知書は  
平成20年4月に送付します。

平成19年9月末時点で  
被用者保険に加入し、被保険者本人であった人  
国民健康保険に加入し、普通徴収\*に該当する人

保険料の通知書は  
平成20年7月に送付します。

平成19年9月末時点で  
被用者保険の被扶養者であった人

保険料の通知書は  
平成20年10月に送付します。

※保険料は原則として年金から差し引かれ（特別徴収）ますが、年金が年額18万円未満の人は個別に市町村の窓口にて納めていただきます（普通徴収）。

## 障害認定で老人医療を受給されている人は

現在、65歳から74歳で老人保健制度の障害認定を受け、老人医療を受給されている人は、手続きなしで自動的に平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

なお、この障害認定については、申し出により辞退することができます。

☎ 市民課老人保健係 ☎ 32-1111（内線 1151・1152）  
熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511

## 70～74歳の患者負担の見直しの凍結について

○70～74歳の人(注1)の窓口負担について、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担（広報うき9月号掲載）に見直しされる予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間窓口負担を1割に据え置くことになりました。

○対象者には、3月末までに被保険者証を配達記録郵便で送付します。

(注1)すでに3割負担をしている人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 32-1111（内線 1151・1152）